

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年9月12日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 競争入札に付する事項

- 1 業務名 平成28年度大分県自然価値調査委託業務
- 2 委託業務の内容 仕様書のとおり
- 3 契約期間 契約締結の日から平成28年12月31日まで

二 入札参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- 1 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有する業者名簿中「53 統計調査」に登録されている者であること。
 - 2 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

三 入札参加者の制限

次に該当する者は、参加資格を有しない。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- 2 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画が認可され、又は再生計画の認

可の決定が確定した者を除く。)

- 3 最近一年間の法人税、消費税、法人県民税又は法人事業税を滞納している者
- 4 大分県が発注する契約に係る指名停止措置を現に受けている者

四 入札参加資格の確認

前記参加資格に基づき、入札参加を希望する者は、必要書類を添えて、入札参加資格確認申請書兼誓約書を、平成28年9月26日(月)午後5時までにFAX又は持参により、大分県生活環境部自然保護推進室に提出し、確認を受けなければならない。(FAXの場合は必ず着信を確認すること)

入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認通知書により通知する。

五 契約条項を示す日時及び場所

1 日時

平成28年9月12日(月)から9月28日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日等を除く)の午前10時から午後5時まで。

2 場所

大分県庁舎別館5階 大分県生活環境部自然保護推進室
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-3022

六 質問の受付及び回答

本業務についての質問は、質問書により行うものとし、平成28年9月20日(火)午後5時までにFAXの方法により大分県生活環境部自然保護推進室に提出すること(FAXは必ず着信を確認すること)。平成28年9月26日(月)までに、全事業者に対してFAXにより回答する。

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成28年9月29日(木) 15時00分

2 場所

大分県庁舎別館9階 入札室

八 入札方法

- 1 代理人による入札の場合は委任状を提出すること。
- 2 入札参加資格その他に関して、県が説明等を求めた場合は、速やかにこれに応じること。
- 3 入札書に記載された金額に当該契約の100分の8に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に

記載すること。

九 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により、入札保証金を免除する。

十 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、契約保証金を免除する。

十一 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に際し、不正の行為を行った者による入札
- 2 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札
- 3 その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

十二 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

十三 落札者の決定方法

- 1 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 2 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。再度の入札で落札者がいないときは随意契約に移行するものとする。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

十四 関係書類の提出先及び本入札に関する問い合わせ先

大分県生活環境部 自然保護推進室自然保護班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-3022
FAX 097-506-1749

平成28年度大分県自然価値調査委託業務に関する仕様書

第1 委託業務の目的

県内外の人が大分県内の自然環境の中で意識的に保全すべきと考えている地域を洗い出すとともに、それらの地域の持つ価値を市場価値に置き換える（金額換算）場合の価値を調査し、県内の保全すべき自然環境の一定の評価を行うことを目的とする。

第2 委託業務内容及び実施方法

1. 業務内容等

大分県の自然価値に関する調査（設問10問）をインターネットにより実施し、県内2000人、福岡県1500人、大阪府1500人、合計5000人の回答サンプルを集計・分析、結果報告書等の作成を行う。

2. 実施方法

受託者は、下記により調査及び分析を行う。

(1) 調査票等の作成・インターネット調査

受託者は、委託者と共同で設問を作成し、調査票のレイアウト等を工夫の上で調査票を作成し、委託者の了解を得てインターネット調査を行う。

①調査票（設問10問）

②回収サンプル数 5,000サンプル

回収サンプル数は、県内に在住する20代～80代の男女2,000人、福岡県内に住む20代～80代の男女1500人、大阪府内に住む20代～80代の男女1500人とし、インターネットを使った調査で目標数の回収を目指す。

なお、調査対象者の住民情報については、受託者の責任において厳重に管理し、業務終了後は確実に破棄すること。

(2) 回答データの集計・分析

回答データの返送先は受託者の管理する端末とし、回答データを統計的手法により年代別、性別などに調査結果を分析する。回答データは市町村ごとに編綴し、実績報告書とともに委託者に引き渡すものとする。

なお、集計・分析にあたり必要な資料の収集等は受託者の責任において行う。

(3) 報告書原稿（データ）の作成

業務の成果品として、府県別、市町村別、年齢別、男女別などに報告書データ（A 4 両面、表紙付き、30 ページ程度の予定）を作成する。単色で可とするが、票やグラフ等が見やすいものになるよう特に配慮すること。

なお、業務に係る一切の成果は委託者に帰属するものであり、受託者は委託者の許可なく、その成果等を他者に提供又は貸与してはならない。

(4) 大分県出身者が代表者の県外企業の情報提供

受託者は、大分県出身者が代表者の県外企業で売上げ上位 2500 社の企業情報について調査し、委託者に提供すること。

3. 実施計画の提出・実施体制等

受託者は、契約締結後、速やかに実施計画書（業務工程表及び業務担当者名簿を記載すること。）を提出する。

なお、業務担当者には、住民意識調査に係る相当の経験及び知識を有するものを配置するものとし、業務の着手及び実施にあたり、委託者と十分に打合せを行うこと。

また、業務工程表に沿って各月末現在の進捗状況を報告する。

4. 疑義等の解決

本仕様書に定めのない事項又は本仕様に係る疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上で解決する。